

■総合生活保険(ゴルファー補償)補償の概要等

保険期間:1年

【傷害補償】

※ご加入いただくタイプによっては保険金をお支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金をお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 + ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死後・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が故意を取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●交通事故または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます)によって生じたケガ ●ゴルフ等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獸取扱者、プロボクサー等の危険な競争に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ●自動車等の乗用車による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等、医学的の他覚所見のないもの ●バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	等
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶公的医療保険金額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。 *1傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象にない療養は先進医療ではなくされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。) ※1事故に基づきケガによって入院した場合と中に入院中の両方の手術を受けた場合には、入院保険金額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合 ▶通院保険金額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギブス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ゴルフ、ティスクリーニング、ギブス等の他これらに付随するものをいいます。頭椎固定用シーネ、頸椎カーラー、頸部のコルセット、頸骨固定帯、頸骨固定用柔軟性コルセット、サポーター、テーピング等の他着脱が容易なものは除きます。	

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 + ゴルフ賠償責任補償特約		国内外においてゴルフの練習、競技または指導*1中に他人(キャディを含みます。)にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度で保険金をお支払いします。 ※国内外での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝にて相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に対する損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできません。このことご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約による保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。	●契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●第3者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●借りた物を壊したことによる。その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶、車両*1または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約 + ゴルフ用品補償特約		国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合 ●ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。) ●ゴルフクラブの被損、損傷*1 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*2を限度とします。 ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバック類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限ります。 *2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	●ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●第3者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●借りた物を壊したことによる。その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶、車両*1または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約		国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ●同伴競技者および同伴キャディ*1との組合したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが組合したホールインワンまたはアルバトロス) ●記録媒体に記録されたビデオや映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用者や関係者、公式競技の競技委員、先行、後続のバティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	●保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●保険の対象となる方がゴルフ場の使用者である場合、その保険の対象となる方が使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ●バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

このパンフレットは総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点、詳しい内容などのお問い合わせは、アメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクへ。

0120-020345 (通話料無料9:00~17:00 土日祝休)

americanexpress.co.jp/golfer

＜取扱代理店＞



アメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.

〒167-8001 東京都杉並区荻窪4-30-16

＜引受保険会社＞

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 TEL 03-5223-3153

●アメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.は保険業法を遵守し、会員の代理人または受託者ではなく、保険会社の代理店として、会員向けの保険会社・保険商品を選定しております。保険会社からアメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.に対して、保険会社の定める料率に基づき代理店手数料が支払われます。また、一部の保険商品については、国外のアメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.の関連会社が再保険を引き受け、再保険収益を得る場合もあります。会員向けの保険商品の選定にあたっては、このような保険会社との間の取り決めを考慮する場合があります。かかる保険商品への加入は任意です。●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店との間で有効に成立した契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。●本保険商品につきましては、引受保険会社にて予告なくプラン変更または販売を中止させていただく場合がございますので、ご了承ください。